

水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案

目次

（第一条～第二条 略）

現行

目次

（第一条～第二条 略）

現行

（工事設計書に記載すべき水質試験の結果）

第三条 法第七条第五項第三号（法第十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する水質試験の結果は、水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第一百一号）の表の上欄に掲げる事項に関する水質が最も低下する時期における試験の結果とする。

2 前項の試験は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。

（第四条～第七条 略）

（工事設計書に記載すべき水質試験の結果）

第三条 法第七条第五項第三号（法第十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する水質試験の結果は、水質基準に関する省令（平成四年厚生省令第六十九号）の表の上欄に掲げる事項に関する水質が最も低下する時期における試験の結果とする。

2 前項の試験は、水質基準に関する省令の表の下欄に掲げる方法によつて行うものとする。

（第四条～第七条 略）

（工事設計書に記載すべき水質試験の結果）

第七条の二 法第十条第一項第一号の厚生労働省令で定める軽微な変更は、水道施設（送水施設（内径が二百五十ミリメートル以下の送水管及びその附属設備（ポンプを含む。）に限る。）並びに配水施設を除く。）の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更であつて次の各号のいずれにも該当しないものとする。

（第八条～第九条 略）

（工事設計書に記載すべき水質試験の結果）

第七条の二 法第十条第一項第一号の厚生労働省令で定める軽微な変更は、水道施設（配水施設を除く。）の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更であつて次の各号のいずれにも該当しないものとする。

（第八条～第九条 略）

（給水開始前の水質検査）

第十条（第一項 略）

（給水開始前の水質検査）

第十条（第一項 略）

2 前項の検査のうち水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。

(第十一条～第十四条 略)

(定期及び臨時の水質検査)

第十五条 法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 次に掲げる検査を行うこと。

イ 一日一回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査

ロ 第三号に定める回数以上行う水質基準に関する省令の表(以下この項及び次項において「基準の表」という。)の上欄に掲げる事項についての検査

二 検査に供する水の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定すること。ただし、基準の表中三の項から五の項まで、七の項、十の項から二十の項まで、三十五の項、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項については、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあつては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいすれかの場所を採取の場所として選定することができる。

三 第一号ロの検査の回数は、次に掲げるところによること。

イ 基準の表中一の項、二の項、三十七の項及び四十五の項から五十の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね一箇月に一回以上とすること。ただし、同表中三

十七の項及び四十五の項から五十の項までの上欄に掲げる事

2 前項の検査のうち水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令の表の下欄に掲げる方法によつて行うものとする。

(第十一条～第十四条 略)

(定期及び臨時の水質検査)

第十五条 法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う次の各号に掲げる検査とする。

一 一日一回行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査
二 おおむね一箇月ごとに行う水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項に関する検査。ただし、同表中一の項、二の項、十の項、三十五の項及び四十一の項から四十六の項までの項の上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査の全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、これらの検査を省略することができる。

項に関する検査については、水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあつては、おおむね三箇月に「回以上」とすることができる

口 基準の表中四十一の項及び四十二の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね一箇月に「回以上」とすること。

ハ 基準の表中三の項から三十六の項まで、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね三箇月に「回以上」とすること。ただし、同表中三の項から八の項まで、十の項から二十の項まで、三十一の項から三十六の項まで、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるそれが少ないと認められる場合（過去三年間ににおいて水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であつて、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値（基準の表の下欄に掲げる許容限度の値をいう。以下この項において「基準値」という。）の五分の一以下であるときは、おおむね一年に「回以上」と過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の十分の一以下であるときは、おおむね三年に「回以上」とすることができる。

四 次の表の上欄に掲げる事項に関する検査は、当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなくかつ、同表の下欄に掲げる事項を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第

1 号及び前号の規定にかかるわらず、省略することができること

基準の表中三の項から五の項まで、七の項、十一の項、十二の項（海水を原水とする場合を除く。）、二十五回の項（浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。）、三十五の項、三十六の項、三十八の項から四十の項まで、四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況
基準の表中六の項、八の項及び三十ーの項から三十四の項までの上欄に掲げる事項	原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）第一条第十四号の薬品等及び同条第十七号の資機材等の使用状況
基準の表中十三の項から二十の項までの上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）

2 法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲

2 法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査は、当該水

げることにより行うものとする。

一 水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に基準の表の上欄に掲げる事項について検査を行うこと

1 検査に供する水の採取の場所に関しては、前項第一号の規定

の例によること。

三 基準の表中一の項、二の項、三十七の項及び四十五の項から五十の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査は、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号の規定にかかわらず、省略することができる。

4 第一項第一号口の検査及び第二項の検査は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法によつて行うものとする。

5 第一項第一号イの検査のうち色及び濁りに関する検査は、同項口の規定のうち色度及び濁度に関する検査を行つた日においては行うことを要しない。

6 第一項第一号口の検査は、第二項の検査を行つた月においては行うことを要しない。

5 第一項第一号の検査は、水道事業者は、毎事業年度の開始前に第一項及び第二項の検査の計画（以下「水質検査計画」という。）を策定しなければならない。

7 水質検査計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない

一 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの

1 第一項の検査を行う項目については、当該項目 採水の場所 検査の回数及びその理由

三 第一項の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由

道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがあるときは行う水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項に関する検査とする。

3 第一項第二号ただし書の規定は、前項の検査について準用する

4 第一項第一号及び第二項の検査は、水質基準に関する省令の表の下欄に掲げる方法によつて行うものとする。

5 第一項第一号の検査のうち色及び濁りに関する検査は、同項第二号の規定により色度及び濁度に関する検査を行つた日においては、行うことを要しない。

6 第一項第二号の検査は、第二項の検査を行つた月においては、行うことを要しない。

6 第一項第二号の検査は、第二項の検査を行つた月においては、行うことを要しない。

四 第二項の検査に関する事項

五 法第二十条第三項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容

六 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

(健康診断)

第十六条 法第二十一条第一項の規定により行う定期の健康診断は、おおむね六箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して、行うものとする。

2 法第二十一条第一項の規定により行う臨時の健康診断は、同項に掲げる者に前項の感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、発生した感染症又は発生するおそれがある感染症について、前項の例により行うものとする。

3 第一項の検査は、前項の検査を行つた月においては、同項の規定により行つた検査に係る感染症に関しては、行うことを要しない。

4 他の法令（地方公共団体の条例及び規則を含む。以下本項において同じ。）に基いて行われた健康診断の内容が、第一項に規定する感染症の全部又は一部に関する健康診断の内容に相当するものであるときは、その健康診断の相当する部分は、同項に規定するその部分に相当する健康診断とみなす。この場合において、法第二十一条第二項の規定に基いて作成し、保管すべき記録は、他の法令に基いて行われた健康診断の記録をもつて代えるものとする。

(衛生上必要な措置)

第十七条

(第一項 略)

(健康診断)

第十六条 法第二十一条第一項の規定により行う定期の健康診断は、おおむね六箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる伝染病の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して、行うものとする。

2 法第二十一条第一項の規定により行う臨時の健康診断は、同項に掲げる者に前項の伝染病が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、発生した伝染病又は発生するおそれがある伝染病について、前項の例により行うものとする。

3 第一項の検査は、前項の検査を行つた月においては、同項の規定により行つた検査に係る伝染病に関しては、行うことを要しない。

4 他の法令（地方公共団体の条例及び規則を含む。以下本項において同じ。）に基いて行われた健康診断の内容が、第一項に規定する伝染病の全部又は一部に関する健康診断の内容に相当するものであるときは、その健康診断の相当する部分は、同項に規定するその部分に相当する健康診断とみなす。この場合において、法第二十一条第二項の規定に基いて作成し、保管すべき記録は、他の法令に基いて行われた健康診断の記録をもつて代えるものとする。

(衛生上必要な措置)

第十七条

(第一号～第三号 略)

2) 前項第三号の遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法は、厚生労働大臣が定める。

(情報提供)

第十七条の二 法第二十四条の二の規定による情報の提供は、第一号から第五号までに掲げるものにあつては毎年一回以上定期に、第一号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に、第六号及び第七号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。

一 水質検査計画及び法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査の結果その他水道により供給される水の安全に関する事項

(第十七条の二第一項第二号～第五十一条 略)

(準用)

第五十二条 第三条、第四条、第九条から第十一条まで及び第十五条から第十七条の四までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、第三条中「法第七条第五項第三号」とあるのは「法第二十七条第五項第三号」と、「法第十条第二項」とあるのは「法第三十条第二項」と、第四条中「法第七条第五項第八号」とあるのは「法第二十七条第五項第七号」と、第十一条中「水道施設(給水装置を含む。)」とあるのは「水道施設」と第十五条中「給水栓」とあるのは、「当該水道用水供給事業者が水を水道事業者に供給する場所」とそれぞれ読み替えるものとする。

(第五十三条～第五十七条 略)

(情報提供)

第十七条の二 法第二十四条の二の規定による情報の提供は、第一号から第五号までに掲げるものにあつては毎年一回以上定期に、第六号及び第七号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。

一 法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査の計画及び結果その他水道により供給される水の安全に関する事項

(第十七条の二第一項第二号～第五十一条 略)

(準用)

第五十二条 第三条、第四条、第九条から第十一条まで及び第十五条から第十七条の四までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合において、第三条中「法第七条第五項第三号」とあるのは「法第二十七条第五項第三号」と、「法第十条第二項」とあるのは「法第三十条第二項」と、第四条中「法第七条第五項第八号」とあるのは「法第二十七条第五項第七号」と、第十一条中「水道施設(給水装置を含む。)」とあるのは「水道施設」と第十五条中「給水栓」とあるのは、「当該水道用水供給事業者とそれ読み替えるものとする。

(第五十三条～第五十七条 略)

